

「BML780PULm104 株を利用して生産されたプルラナーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年5月15日～令和元年6月13日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

| 意見・情報の概要 | 食品安全委員会の回答 |
|--|--|
| <p>また一つ遺伝子組換え物質を認めようとしています。本来摂取することがありえない遺伝子組換え物質を長期間摂っていれば、影響がないわけではないですが、長期間の影響をチェックしていない状況での承認は危険です。</p> <p>また、こういう遺伝子組換え添加物は表示されるのでしょうか？表示がないと、消費者が選別することができません。</p> | <p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本添加物は「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>なお、生産菌株は製造工程における除菌ろ過で除去されます。また、本添加物はビール等の製造における加熱工程で不活化、ろ過工程で除去されるため、活性を有する状態で最終食品中に残存することはないと考えられます。</p> <p>遺伝子組換え食品等の表示に関する御意見は、消費者庁へお伝えします。</p> |

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。